

インターネット等にマイナンバーカード裏面のQRコードを掲載することに対する
注意喚起

平成28年6月24日

個人情報保護委員会事務局
内閣府大臣官房番号制度担当室
総務省自治行政局住民制度課

インターネット等に自らのマイナンバーカードを、裏面のQRコードが見られる状態で掲載することは、番号法第19条の提供制限に違反する可能性があり、また、これを見た他人がスマートフォン等で読み取ることで、容易にマイナンバー（個人番号）を知られてしまうおそれがあります。

したがって、インターネット等にマイナンバーカード裏面の、マイナンバー（個人番号）12桁の部分及びQRコードを掲載しないようご注意ください。

また、これを見た他人が、インターネット等において公表されているマイナンバーカードのQRコードを読み取る等して収集した場合には、番号法第20条の収集制限に違反する可能性がありますのでご注意ください。